

議 事 要 旨

件 名	第5回伊勢市空家等対策協議会	
日 時	平成29年11月28日(火) 午前10時～午前11時45分	
会 場	いせトピア 2階 学習室2	
出席者	相手方	伊勢市空家等対策協議会委員7名 筒井会長、杉山副会長、北岡委員、川端委員、佐藤委員、西村委員、岩崎委員
	当 方	久田都市整備部参事兼建築住宅課長、林建築住宅課副参事、建築住宅課 中山・堀口、三重県建設技術センター 松井・野呂
傍聴者	なし	
協議事項	(1) 特定空家等の判断について ①特定空家等の判断基準について ②特定空家等の判断について (2) 空家関連補助制度の検討について (3) その他	
会 議 内 容		
<p>◇本会議は「(1)②特定空家等の判断について」は個人情報の一部含まれているため、また「(2) 空家関連補助制度の検討について」は行政機関の意思形成の過程の途中であるため、非公開とすることを決定。</p>		
<p>(1) 特定空家等の判断について</p> <p>①特定空家等の判断基準について</p> <p>●前回の協議会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会で判断するための資料（調査に使用する調査票、これを判断するための写真）の見せ方について工夫が必要 ・本判断基準の位置づけについて、要綱なのか、内規なのかを明確にし、判断基準を簡素化にせず、文章的なものを加え、もう少しボリュームをつけるべき等の意見があり、再度修正の上、会長一任で確認の上、承認とする旨の答申を受けたため、これらの意見を反映し、会長に承認を得た旨を報告。委員承諾。 <p>②特定空家等の判断について</p> <p>●事務局において、11物件を現地調査の上、判定し、2物件を特定空家等の候補として、また、特定空家等の可能性はあるが、周辺等への悪影響や危険の切迫性が小さいため一般空家の候補とした1物件を本協議会に諮る。（一般空家と判断した8物件については、うち2物件について、判断した理由及び内容について、事務局から説明）</p> <p>●各物件を調査する中で、登記の有無や建築年月日等の確認は行っているのか？</p>		

⇒確認はしている。

- 登記の有無や建築年月日等の確認をしているなら、調査票の概要欄に記入すべきでは？

⇒今後は、記入していく。

- 一般空家とした場合、その後の再調査はしていくのか？

⇒空家は時間とともに朽ちていくため、いずれ再調査は必要と考えている。

- 自治会等から通報があった物件について、経過及び結果の報告はできるのか？

⇒空家所有者等に管理依頼済、又は調査状況等の報告はできる。ただし、調査した結果、特定空家等の認定については、伝えることはできないと考えている。

- 特定空家等の可能性はあるが、周辺等への悪影響や危険の切迫性が小さいため一般空家1物件について、周辺等への悪影響が小さいとあるが、本物件は近隣住民から通報のあった物件なので、その近隣住民は何らかの影響を受けていると思われる。特定空家等と判断した場合、助言・指導で改善されたら特定空家等から撤回されるのであれば、特定空家等としても問題ないのでは？

⇒協議会での判断は、多数決で原案どおり一般空家となった。

- 今回、協議会に諮った3件は、全て原案どおり特定空家等として協議会より答申

(2) 空家関連補助制度の検討について

- 現在、空家関連として取り扱っている補助制度である「除却（解体）補助」と県外移住者又はその移住者に空家を貸す空家所有者等の改修費用に対する「移住促進のための空家のベージョン支援事業」があるが、新たな補助制度について、協議会に意見を求めた。

(3) その他

- 空家バンクの登録状況について、事務局より報告

所有者等 問い合わせ 17 件、申請 5 件、登録 4 件

利用者等 問い合わせ 26 件、申請 8 件、登録 8 件

- 空家バンクの情報掲載については、市ホームページ、又は県が運営している「ええとこやんか三重」に掲載している。また、国が運営する「全国空き地・空き家バンク」へ掲載するために現在、登録申請中である旨を事務局から報告

- 広報 10 月 1 日号で空家の特集号を掲載した旨、事務局から報告

<閉会>